1 漁業権者の	名 称	西和賀淡水漁業協同組合								
名称及び住所	住所	和賀郡西和賀町川尻40地割73番地11								
2 漁業権の免	内共第27号(和賀)									
許番号	1 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17									
3 遊漁につい	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁	の方法		区 域		期	間	
ての制限の範	等の制限	あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り		Л	尻橋から上流	5 7月1日	から10月	31日までの期	
囲					0.	和賀川本支流	間内で組	合が定めて公表する期	て公表する期	
					0.	免許区域	間			
			がら掛け		錗	津沢橋から下流	9月10日から10月31日までの期			
					0.	和賀川本流の	間内で約	組合が定め	<b>☆が定めて公表する期</b>	
					免	許区域	間			
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り		ון פ	尻橋から上流	3月1日	目から9月3	0日まで	
					0.	和賀川本支流	î 📗			
					0,	免許区域				
		いわな		<i>II</i>		"		IJ		
		うぐい	"			IJ		1月1日から12月31日まで		
		かじか			IJ		6月1日から9月30日まで			
		組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範								
		囲を制限することがある。								
	(2) 全長の制限	名 称					禁止に係る全長			
		やまめ				13センチ	13センチメートル以下			
		いわな					"			
21.56.11		うぐい						"		
4 遊漁料の額	区分	遊漁券区分	名	称		具・漁法	日券	年 券	納付場所	
及びその納付方法	(1) 一般遊漁料	全魚種				り餌釣り	1,000円	7,000円	組合事務所及	
				うぐい	凝餌釣り がら			ひ指疋販売	び指定販売所	
		雑魚	かじか	1 1 1 2 2	け(あゆ) 餌釣り 擬餌釣り			2 5000	_	
		雅思	やまめ うぐい		即到	り 擬餌釣り	800円	3,500円		
		アール学生に	, ,		<u> </u>					
		ア 小学生以下は、無料とする。 イ 中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。								
		イー中子生、版体不自由有及い10歳以上の有は、手韻とする。  ウー当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、中学生、肢体不自由								
		ウ   自該遊鷹をする場所において漁場監視員に納付する場合は、甲字生、股体不自由   者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。								
	(2) 県内共通遊	遊漁券区分	名	称		具・漁法		団体	納付場所	
	漁料	全魚種	あゆ	F 4.	友釣			21,600円		
		土.炽俚				餌釣り		21,000 1	漁業協同組合	
			やまめ	いわな	餌釣			連合会事務所		
			うぐい		. ,					
		雑 魚	やまめ	いわな	餌釣	り 擬餌釣り	17,000円	15,200円	1	
			うぐい	かじか						
5 遊漁承認証	(1) 組合は、遊浴	漁料の納付を引	受けたとき	は、遊池	魚承認	証を交付する。	)	•		
に関する事項	(2) 遊漁承認証	は、他人に貸与	与又は譲渡	<b>をしては</b> な	ならな	<i>د</i> ان				
6 遊漁に際し	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。									
守るべき事項		(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。								
	(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。									
7 漁場監視員	(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。									
に関する事項	(2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。									
8 違反者に対	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者									
する措置に関	の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。									
する事項										